

令和8年度障がい者スポーツ推進事業委託
障がい者スポーツ選手の発掘・育成事業 実施要項

- 1 目的 パラリンピックやデフリンピックなどの世界大会または国内大会などで活躍できる三重県の身体・知的障がい者スポーツ選手を育成することを目的とする。
- 2 主催 三重県
- 3 実施主体 三重県障がい者スポーツ支援センター
- 4 実施内容
 - ① 障がい者スポーツ選手の育成事業
競技別の国内大会及び国際大会への出場に向け、理学療法士（または作業療法士）、義肢装具士、競技指導者及びパラスポーツ医等は、選手ごとの練習プログラムを作成し、選手はプログラムにより自己練習を行うこととする。その後、3月に1回程度、練習プログラム作成者同伴のもと検証を行う。検証として競技別の大会に出場することを可能とする。
 - ② 障がい者スポーツ選手の発掘事業
全国大会出場や全国障害者スポーツ大会でメダル獲得をめざすため、新たに取り組む競技者や過去の競技経験者等に体験走行用のビギナーレーサー等や義足足部を1月程度提供する。
- 5 対象者
 - ① 障がい者スポーツ選手の育成事業
競技種目は、パラリンピック・デフリンピック実施競技等とし、対象は、三重県在住・在勤の身体・知的障がい者とする。
 - ② 障がい者スポーツ選手の発掘事業
全国大会出場や全国障害者スポーツ大会でメダル獲得をめざす三重県在住・在勤の選手とする。
- 6 定員 2名程度（定員を超えた場合は選考となる。）
- 7 注意事項
 - ① 障がい者スポーツ選手の育成事業
ア．県が所有するスポーツ器具・用具（競技用車いす等）を使用して練習や大会出場を行なっても良い。ただし、形状の変更や大会ゼッケンを除くシールなどの貼付は認めず、使用中の修繕は使用者が行うこととする。
イ．体調等を理由に練習実績等が70%に満たない場合は、プログラムの提供を取りやめる。（プログラム、レンタル物等は速やかに返却すること。）
ただし、体調変化をきたしやすい重度障がい者、重複障がい者が練習を行う場合は、練習実績等を70%に限定せず、パラスポーツ医等の意見を求めなが

ら、体調管理に合わせて継続的な練習ができるように支援を行うこととする。
ウ. レンタル物の修繕は使用者が行うこととする。また、使用者のけがについては、自己責任とする。

② 障がい者スポーツ選手の発掘事業

ア. 理学療法士（または作業療法士）、義肢装具士及び競技指導者による指導、フィッティング等を必ず行うものとする。

イ. ビギナーレーサー等や義足足部等の破損、使用者のけがについては、各使用者・保護者が責任を負うものとする。

ウ. その他については、①アに準ずる。

8 申込み 所定の申込書に活動状況等を記入のうえ、下記連絡先に5月15日(金)までにメール、持参または郵送（必着）でお申込み下さい。

9 決定 対象者の決定については、6月5日（金）までに本人に通知します。なお、詳細についてもその際連絡いたします。

10 その他 障がい者スポーツ選手の育成事業について
・自己練習の諸費用、練習会場までの旅費等は自己負担とします。
・詳細については、決定後ご連絡いたします。

11 申込先及び問合せ先 〒514-0113 津市一身田大古曾 670 番地 2
【三重県障がい者スポーツ支援センター】
社会福祉法人三重県厚生事業団
三重県身体障害者総合福祉センター
障がい者スポーツ推進課
担当:清水、城山
TEL:059-231-0800 FAX:059-231-0801
E-mail:shimizu-m@mie-reha.jp